

丹波市権利擁護支援センター整備パターン（案）

パターン1 「直営」による整備

市役所内（健康福祉部）に直営の権利擁護支援センターを整備する。

丹波市役所

福祉総合相談窓口
権利擁護支援センター

- 1 広報・啓発機能
- 2 相談・支援機能
- 3 後見人支援機能
- 4 ネットワーク機能

※ポイント

- ①重層的支援体制における直営の総合相談の窓口となる
- ②情報連携、情報収集や市としての決定が迅速
- ③後見実務の経験がないため、後見人支援をする際に工夫が必要
- ④職員の負担増加
- ⑤継続した専門職の確保が必要

パターン2 「直営＋一部委託」（機能分散型）による整備

委託元の丹波市と、委託先の法人等に「権利擁護支援センター」の両方を合わせて中核機関と位置付けて整備する。

丹波市役所

福祉総合相談窓口
権利擁護支援センター

- 1 広報・啓発機能
- 4 ネットワーク機能

法人等

※業務を一部委託

権利擁護支援センター

- 2 相談・支援機能
- 3 後見人支援機能

※ポイント

- ①それぞれの強みを活かすことが可能
- ②委託丸投げ状態を防止できる
- ③最小限の負担で福祉専門職が活用できる
- ④それぞれの動きや役割を常に共有する必要がある

* 委託内容の具体例として資料2、4 丹波市権利擁護支援センターの機能

- ⑦ 定期的に法律職等による専門相談会を開催
- ⑧ 困難ケースへの専門職による助言の確保・調整
- ⑩ 法人後見の確保と活動支援 など福祉専門職だけでは担えない業務を想定

パターン3 「全部委託」による整備

法人等に「権利擁護支援センター」を全て委託し、中核機関と位置付けて整備する。

丹波市役所

福祉総合相談窓口

全て委託

法人等

権利擁護支援センター

- 1 広報・啓発機能
- 2 相談・支援機能
- 3 後見人支援機能
- 4 ネットワーク機能

※ポイント

- ①専門性、継続性が担保される
- ②職員の負担軽減
- ③多額の財政負担が生じる
- ④調整、合意形成に時間を要する
- ⑤市長申立や市の計画の進め方に調整を図る必要がある